

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日 福島地方法務局相馬支局 登記官 飯沼勝幸

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3801-2024-0001号	相馬市山上字塩手下 7 1 番 1
第3801-2024-0003号	相馬市山上字横川 9 5 番 2
第3801-2024-0006号	相馬市山上字間ノ次郎 8 5 番 2
第3801-2024-0008号	相馬市山上字金谷内 1 番 2
第3801-2024-0009号	相馬市山上字古内 2 7 番 2
第3801-2024-0013号	相馬市山上字山岸 4 0 5 番